

工事写真における黒板情報の電子化に関する運用指針

1 目 的

富山県農林水産部の工事等において受注者が納品する写真については、農林水産部土木工事施工管理基準に基づき、工事写真中に工事名、工種、作業内容等の情報を記入した黒板を写し込むこととされている。この黒板に記載する情報について、電子情報として複写体画像と同時に記録してデータ化することにより、現場撮影の省力化、写真管理の効率化を図ることを目的とする。

2 適 用

黒板情報の電子化の適用範囲は、写真を納品する必要がある工事及び業務とする。

受注者は、工事等契約後に監督職員の承諾を得たうえで、黒板情報を電子化した写真を納品することができる。

3 使用する機器・ソフトウェア

黒板の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「農林水産部土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」に示す項目について電子的記入が出来るもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

4 機器等の導入

機器等は、受注者が準備し、使用の前に監督職員の承諾を得るものとする。

（参考）使用機器の事例

URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照。ただし、この事例中の機器の事例に限定するものではない。

5 写真の納品

電子黒板の電子化を行った写真（以下、「黒板電子化写真」という。）を工事完成時または業務完了時に納品する際には、受注者が URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて黒板電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

6 機器等の導入に必要な費用

機器等の導入に必要な費用は、次表に示す費目に含まれるものとし、別途の積み上げ計上は行わない。

項 目	費 目
工事	技術管理費の写真管理に要する費用
地質、土質調査業務	間接調査費の施工管理費
測量業務	直接経費のその他
設計業務	直接経費のその他の機械器具損料

7 その他

- (1) 本運用指針に基づく黑板情報の電子化は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]及び、[土木調査設計業務編]」の「3 電子納品に関する運用」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (2) 1 件の工事または業務において、従来の黑板と電子黑板を併用してはならない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- (3) 黑板情報の電子化を適用した場合は、従来の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

8 特別仕様書の記載例

特別仕様書は、以下の記載例を参考に作成するものとする。

【工事】

第〇〇章 施工管理

○ 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真管理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで、黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「農林水産部土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」^(※)に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）

に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能を有するもの）を使用するものとする。

（※）施設機械工事等の場合は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」とする。

（2）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（1）機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「農林水産部土木工事施工管理基準別表第2 撮影記録による出来形管理」^{（※）}及び「富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]」の下記項目に示す「写真編集」には該当しないものとする。

富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]

3 電子納品に関する運用

3-4 電子データの作成

3-4-3 各ファイルの留意事項

（2）工事関係ファイル

3）写真編集等

ウ 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。

エ 黒板情報の電子化を適用する場合は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」とする。

（4）写真の納品

受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア

アを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

【業務】（※業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。）

第〇〇条 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子化導入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照するべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黑板情報の電子化に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)〔土木調査設計業務編〕」によるものとする。

なお、上記(1)に示す黑板情報の電子的記入については、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)〔土木調査設計業務編〕」の下記項目に示

す「写真編集」には該当しないものとする。

富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木調査設計業務編]

3 電子納品に関する運用

3-3 電子データの作成

3-3-3 各ファイルの留意事項

(3)写真ファイル

4)写真編集等

- (3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- (4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

【地質、土質調査業務の場合】

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

【測量・設計業務の場合】

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

1944

1945

1946

1947

1948

1949

1950

1951

1952

1953

1954

1955

1956

1957

1958

1959

1960

1961

1962

1963

1964

1965

1966

1967

1968

1969

1970

1971

1972

1973

1974

1975

1976

1977

1978

1979

1980

1981

1982

1983

1984

1985

1986

1987